特定二酸化炭素ガスに含まれる二酸化炭素の濃度の測定の方法を定める省令及び特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令を廃止する省令並びに特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可の申請に関し必要な事項を定める件及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十八条の十五第一項の規定に基づく指定海域の公示を廃止する告示について（概要）

令和８年５月
環境省水・大気環境局海洋環境課

１．改正の趣旨・内容

海底下で実施する CCS 事業については、従前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）その他関連法令の枠組みではなく、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行令（令和六年政令第二百五十一号）及びその他関連法令において、海洋環境への影響の審査等を行うこととなったため、以下の省令及び告示を廃止する。

1) 特定二酸化炭素ガスに含まれる二酸化炭素の濃度の測定の方法を定める省令（平成十九年環境省令第二十二号）
2) 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令（平成十九年環境省令第二十三号）
3) 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可の申請に関し必要な事項を定める件（平成十九年九月環境省告示第八十三号）
4) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十八条の十五第一項の規定に基づく指定海域の公示（令和元年十一月環境省告示第三十号）

２．施行期日等

○ 公布日：令和８年５月 21 日
○ 施行日：令和８年５月 22 日

以上